

講伝の意義とその濫觴

貝 谷 隆 慧

一 はじめに

智山伝法院では、「伝統の創造―真言密教の実践的展開―」という総合研究テーマのもと、「教学を再考する」という研究会を立ち上げ、各宗派の伝統教学に携わっておられる諸師を招聘して講習会、シンポジウムを開催し、伝統的教学のあり方について学ぶ機会を設けている。

真言密教における宗学の側面に事相と教相がある。そしてこの事相・教相の伝習方法に伝授・講伝・講義の三部門がある。すなわち、事相に関わるものは伝授、教相に関わるものは講義、事相と教相両方に亘るものは講伝とされている。

その種類分けの一例を示すと、以下の通りである。

伝授―択地・造壇・護摩・灌頂・印契等の行軌作法に関わる事作法、印解、印信等。

講伝―『秘藏記』、『大日經奥疏』、『金剛頂經』、『理趣經』、『秘密儀軌』、『兩界曼荼羅等

講義―『大日經口疏』五卷^①、『十卷章』、『釈摩訶衍論』十卷等。所謂ゆる「二十五卷章」。

古来より事相・教相は「鳥の両翼の如し」「車の車輪の如し」といわれ、不可分のものである。または「教相の花、事相の果」ともいわれ、これが一致し、教学として展開されるものであらうから、事相と教相とが相俟つたものを教学と捉えることができるといえる。

興教大師は『諸流通用口決』において「事相の行者は教相顕露の難を加え、教相の学者は事相無智の難を致す。一偏するは、これ邪執なり。二相必ず兼ねべし^②」とされ、また慈雲尊者も「事相を離れて教相なく、教相を離れて事相なし。事相に違う教相は妄義なり。教相を謬る事相は妄伝なり。(中略)このゆに事教一致にして密義を尽くすべし^③」とされ、どちらか片方に偏ることを戒めている。

伝統教学の意義と課題については、既に田中悠文氏によつて論考されている^④。

本稿では、これら伝授・講伝・講義の内容を確認し、特に講伝に関わることを中心に取り上げ、その性格と濫觴を調べて、伝統教学に対する理解の一助とするものである。

二 伝授・講伝・講義の内容

上記に示したように、伝授・講伝・講義とは、事相・教相に関わる教授方法である。事相・教相の言葉の典拠を求めれば、次のようなものが挙げられる。

事相については、『大日經疏』第八に

凡そ、秘密宗の中には、皆因縁の事相に託し、以つて深旨を喩う。故に此の如く伝授を作す^⑤

事相とは、真言密教の教理を因縁の事相によって、その深旨を明かしていくものである。例えば闍伽は、賓客を招いた折に足を洗う、或は口を漱ぐことの因習に従ることを因縁の事相とし、その深旨は布施波羅蜜であり、平等性智の徳を表すものである。他の塗香・花鬘・焼香・飯食・焼香もそれぞれ持戒・忍辱・精進・禪定・智慧に相当するものである。

また『大日經疏』第四には

今乃ち此の扱地、造壇等の有為の事相と及び、真言の次第行法とを説いて修学者をして種々の香花供物を弁じ、口には覺觀の言説に随つて身に手印威儀を学び、心に本尊の色貌形位を縁ぜしむ⁽⁶⁾と説かれ、上記に示した扱地、画像、壇法、印、真言、觀想等の三密行をさしている。

一方、教相については『大日經疏』第七に

阿字門等は、これ真言の教相なり⁽⁷⁾。

教相とは、行軌作法等に於ける教理の相を説明するものという意味である。講義は、明治期の上田照遍和尚（一八二八—一九〇七）によれば、講釈とも言われていたようである⁽⁸⁾。

『秘藏記』第五十三章「自然智と無師智」に説かれる「覺りの所在と修すべき道を教う⁽⁹⁾」の文を、「覺りの所在」が教相の立場、「修すべき道」が事相に相当すると古来より理解されている。

高岡隆心師述・細川孝源師記『両部曼荼羅大意』には、

凡そ吾が真言宗に於ては事相、教相、講伝の三種の區別が古来から嚴重に取り扱われておる。教相というのは真言宗の教理を説いてあるもので二通りの様式がある。二教論、秘藏宝鑰、十住心論のやうに顯教と密教との浅深不同を論ずる顯密対弁門と即身成仏義、声字実相義、卍字義のやうに唯深玄な真言教理を述べた

自宗不共門、とこれであるが、併しこれらは何れも未灌頂の者に聴講を許してゐる。然るに之れに反して事相に於ては根本野沢十二流、七十余方の支派があるが何れも皆悉く秘密の灌頂を受けない者には判然その聴講を許さないものである。仮令灌頂を受けた者でも機根が劣つてゐる者には授けないのである。爰に事相と教相と中間のやうなものがある。これが即ち講伝門である。勿論この講伝門も灌頂を受けない者には聴講を許さないのであるが、事相門に於けるように六ヶしくはいいはない（三部經、理趣經、秘藏記、奥の疏、曼荼羅等は皆これ講伝門に属するのである）。

講伝門の時には必ず許可灌頂を授けるのである。^⑪

また同様の趣旨にて高岡隆心師述・大山公淳師記『理趣經』にも、

凡そ自宗の教講に於いて教相・事相・講伝の三種あり。

その中、教相門は大日經・金剛頂經・即身義・声字義等の如きものにして、已灌頂・未灌頂の人体をえらばずして聴講を許す。

次に事相門は伝授等にして、已灌頂の人に限る。未灌頂の人には決して許さず。

講伝門は奥疏・儀軌・曼荼羅鈔・理趣經等にして、同じく未灌頂の人には聴講を許さず。已灌頂の人に限る。もしこれを犯すもあらば越三昧耶の罪を得るなり。

謂わゆる講伝門は事教の二に亘り、深秘の印明及びその奥旨を往々に示す。^⑫

とあり、講義・伝授・講伝各々の内容は凡そ上記に示した通りであり、その対象は以下のように区別される。講義は、未灌頂のものにも開かれる。

伝授は、已灌頂に限るものである。智山派が法流とする報恩院流においては、四度と諸尊法である『薄双紙』

初重の法華法、聖天供以外と二重（後重）の辯天法とは、未灌頂の者に授けてもよいとされる。¹² 報恩院流の相伝を調べるのに座右に置く随一である智山第二十二世動潮能化（一七〇九—一七九五）の『伝授手鑑』には、

上古は、諸尊法伝授の時、一尊毎に学法灌頂を授け、而る後に伝授するなり。今時の作法は、師資の心上に^イを觀じ、次でのごとく大日、金薩と觀ず。謂く、定印に住して、師の心月輪の上に^イ字あり、卒都婆となる。卒都婆變じて大日如來となる。また資の心月輪の上に^イ字あり、變じて五古杵となる。五古杵變じて金薩となると觀ぜよ。瑜師の了簡に云く、これ即ち鉄塔授法の儀に擬らすか。¹³

とあり、伝授に先立ち、学法灌頂（受明灌頂）がなされる。受明灌頂とは、許可（印可）のことである。師は大日、受者は金剛薩埵の威儀に住し、会場が南天の鉄塔に擬らして行われるものである。

講伝についても、その内容が事相に関わるものであり、その対象も已灌頂とされる。そして伝授と同様、許可（印可）を大阿より受けて、法衣を着して受法するということになっている。

事相にあつては、「相伝は述べて作らず」と語られるように、調べるということはあつても、研究、批判ということはないとする。それは、阿闍梨に対して絶対的信を仰ぎ、相伝に対する批判や疑義は「越三昧耶」となるからである。それ故に、講伝においても伝統的に伝えられてきた師資相承の相伝をもつて、伝えるものであり、その姿勢は伝授と同様である。筆者も上田靈城和上による『秘藏記』の講伝において、そのように阿闍梨より教示された。

三 講伝の濫觴

講伝という言葉は、甲田宥咩氏によれば、明治期から大正期にかけて使われることになったと指摘され、¹⁴ 佐藤

隆彦氏も伝法院における講義の中で、同様のことを述べられ、江戸期には講伝という言葉は定着していなかったと指摘されている¹⁵⁾。

動潮能化の『伝授手鑑』の「伝授目録」¹⁶⁾には、四度・薄双紙・秘鈔・灌頂部の普通伝授以後、後三部（秘藏金宝集・諸尊要鈔・玄秘鈔）に続いて、「一、金剛頂経 三卷、一、大日経 七卷、一、蘇悉地経 三卷、一、大日経疏 廿卷、不思議疏 二卷、一、瑜祇経」が挙げられ、現在講伝門に関するものは、伝授として捉えられていたことが理解される。

少し次代を遡り浄厳師（一六三九—一七〇二）は、儀軌を教授した『諸儀軌訣影』の中に「我が伝授する次第は」、「この伝授を受けたもうには」とあり、伝授という言葉を用いている。¹⁷⁾ 瀧谷寺所蔵の『秘密儀軌』の奥書には浄厳の名で朱書にて次のように記されている。

貞享三年四月廿三日一校并點爛脱了 浄厳四十八載

貞享三丙寅根六月私校點了 是為今日傳授緒徒也

河南延命寺傳瑜伽比丘浄厳（四十有八）¹⁸⁾

所蔵の『秘密儀軌』は状態が悪く、開けないものが殆どであるので、全二十冊の内、全てに奥付があるかは、定かではない。またこの奥付が浄厳の直筆によるものか、それとも瀧谷寺の僧によって浄厳の所蔵の本を写したのかは、判断できない。しかし、いずれにしても浄厳は、現在において講伝に位置づけられるものを伝授として捉えていたことは確かである。

更に次代を遡り、宥快（一三四五—一四一八）の著作には、『大日経疏伝授鈔』¹⁹⁾、『秘藏記伝授鈔』²⁰⁾があり、伝授の語を用いている。また宥快の口説を快全（？—一四二四）が記した『伝授記』には「宥快は先師より七年に

之れを伝授す⁽²¹⁾」とあり、伝授とされていた。

『続真言宗全書』収載の自性上人我宝（?—一三二七）による『秘藏記藏勘抄』第五の道我の奥書（一二三四）には、

右書正和三年於大覚寺仙洞伝授之時（中略）金剛佛子道我（春秋五十九）⁽²²⁾とあり、『秘藏記』も伝授として授受されていた。

このように江戸期までの伝授録・聞書類を通観するに、講伝に関わるものは、伝授の中に収められ、また伝授の語をその題名に用い、更には本文中に「伝授する」と表現され、これらは事相における伝授として捉えられていたことが、確認できる。

佐藤氏によれば、理趣経や曼荼羅についても同様の推測をされている。

しかし、『長谷宝秀全集』収載の「追懷片々録（上田和尚逸事）」には、

安政三年（一八五六）の三月に授戒をして、続いて儀軌・奥疏などの講伝を開き、（中略）河州の天見村神宮寺の招きに応じて、『理趣経』の講伝が開かれた⁽²³⁾。

とあり、上田照遍和尚が、江戸期に講伝を開かれたことが記されている。しかし、この記事は明治四十一年に『六大新報』に長谷宝秀師によって投稿されたものであり、江戸期に講伝という表現の認識があつたかは定かではないが、明治四十一年頃には、講伝という言葉が認識されていたことになる。上田照遍和尚には、『大日経疏伝授除之段』があり、末尾には

『経』第七卷 善無訳 『要略念誦経』一卷 金智訳

右二経同本なり。受明人に対して除くべき文段二ヶ所有りと雖も、安流の許可を受けた人には除かずして

伝授す。

『不思議疏』二卷、残りなく之れを伝授す。⁽²⁴⁾

鈴木智辯僧正による奥書には、

時に明治四十年五月上旬、京都事相講伝所に於いて上田照遍和尚に随つて奥疏伝授の砌、和尚自筆本を以つて之れを書写し畢ぬ。

相陽沙門 智辯⁽²⁵⁾

とあり、同じように『大日經具緣品第六夜授戒体相分別』の奥書にも

明治四十年四月上旬、京都事相講伝所に於いて、上田和尚より、五部秘經伝授の砌、和尚、受者の為に之れを記す。仍つて之れを写して、後日閱覽の用に供す。爾云う。相陽沙門 智辯⁽²⁶⁾

伝授と記されている。照遍和尚には、『五部秘經伝授要路』なる著作があり、『大日經疏』にしても五部秘經にしても伝授という認識であつたと考えられる。

智積院藏『曼荼羅相承記』^全の奥書には

明治二十二年十月於洛東泉山別院秘密道場両部曼荼羅伝授之砌為密教弘通法雲尊峯口説写得之畢

清淨金剛朗然⁽²⁷⁾

とあり、伝授とされている。

講伝という言葉は、教相の講義と事相の伝授とに跨つて行うものから、講伝と造語されたものである。それでは、いつ頃より講伝の名称が用いられるようになったのであろうか。

最も早い例は『統真言宗全書』収載の『秘藏記鈔』（静遍口道範記）の奥書に

明治三年庚午十一月当記講伝之次以明王院所藏本写得焉（中略）

桜池院真俗中興道応（六十五）⁽²⁸⁾

管見では最初ではないかと思われる。甲田氏は、「まだ確証を得ていないが、実は「講伝」という言葉自体は明治以降、それも高野山で使用され始めたのではなからうか」⁽²⁹⁾と推測されているが、このとおり高野山において使用された言葉であると言える。

明治十九年には東寺内にあった真言宗総覺を京都事相講伝所として改設されている。これを考えると、この頃にはすでに講伝という言葉は成立していたことになろう。しかし、甲田氏が指摘するように明治四十二年や大正六年に行われた和田大圓師による雲伝神道においては伝授の名称が用いられ、大正十二年の大阪浦江了徳院にて行われたものには講伝とされている。

大正元年十一月より真言宗京都大学大講堂、及び東寺本坊大広間にて密門宥範大僧正による『大日経』の講伝を、その受者である長谷宝秀師が記した『大日経奥疏講伝玄談聞書』があり、講伝の名称が見られるも、本文中においては、講伝の語も伝授の語も両方が使われている。⁽³⁰⁾この時の講伝には智山から当時の化主である伊藤宗盛猥下、後の化主である齊藤隆現、高井観海両猥下も受法されている。密門大僧正が『大日経』の受法について、

余は慶応元年乙丑年、高野山桜池院道応師より之れを受けたり。同年閏五月七日許可、同年九月十六日に至って、甘巻伝受結了す。⁽³¹⁾

と述べられ、伝授（伝受）とされている。

更に密門大僧正が、以前に高野山大学林において行ったことを語られているところには、
而るに、明治三十二己亥年、余、高野山大学林生徒七十余人の為に之れ講伝す。（中略）明治四十一年戊申、

同山大学林生三十余名の為に、再度之れを講伝す。⁽³²⁾

とあり、明治後期には、講伝の言葉が用いられてくる。明治三十二年の講伝には長谷宝秀師も受法して、『爛脱辨』の奥書に「明治三十二年春、光台院密門有範僧正『奥ノ疏』を大学林に講伝せらる。予、幸いに聴講す」⁽³³⁾とあり、やはり講伝となっている。

密門僧正の著作には『諸儀軌伝授撮要』⁽³⁴⁾があり、明治三十六年に行われた記である。

二十二日 講伝初席

(中略)

一、伝授の席には、必ず師口を筆記すべきこと。『訣影』を見るべし。⁽³⁵⁾

とあり、伝授も講伝も両方同じ意味にて使用されている。

金山穆韶猷下は、明治四十一年に『理趣経講伝』、大正八年には『秘密儀軌講伝』を著し、講伝とされている。

富田敦純猷下は、明治四十二年に権田雷斧猷下より秘密儀軌の講伝を受けるに当り「秘密儀軌講傳に就て」⁽³⁶⁾と論稿され、講伝の名称を用いている。

大本山高尾山薬王院発行の瑜伽教如猷下の『理趣経』の聞書は、『傳講 般若理趣経』と題され、明治三十年三月より二年間かけて自坊である新渴乙宝寺にて智山勸學院生六名に教授したものである。福田亮成師はその解説の中で「この書には正式な書名を見ることができませんが、奥書中に『傳講』の文字を見ることができ」⁽³⁷⁾とされ、その奥書には「傳講」とあり、講伝とは文字が逆になっており、未だ講伝という言葉が定着していないことが知られる。

しかし、伝講の表現は江戸期に既に散見されるものである。智積院蔵『大日経疏伝講』⁽³⁸⁾は、天保三年（一八三

二)に行われた記である。また寛政三年(一七九一)に動潮能化によって行われた奥疏伝授を記した『大日経奥疏聞書』には「具縁品而已^{ニシテ}伝講畢^ヌ」と江戸後期には伝講とも表現されていたことが確認できる。一方、元文二年(一七三七)に曇寂(一六七四—一七四二)が著した『大日経疏私記』の奥書には「同(元文二年)夏六月十有一日曆六十座講授告記 曇寂六十有四^{四〇}」とあり、講授と表現されている。

因みに『智山全書』の「会報」第七号によれば、新義での『理趣経』には、宥範(一七二八)の頃から亮汰(一六二二—一六八〇)の『純秘鈔』三卷を用いることが伝統的になったとされ、「瑜伽大僧正年譜」には、『純秘鈔』三卷を講じことが記され、^{四一} 瑜伽教如呪下もこの伝統に則り、『理趣経』を講じたといえる。この伝統は、那須政隆呪下の理趣経講伝を著した『理趣経達意』にも述べられている。

瑜伽教如呪下は、声明の教授にあたっても講伝とされている。^{四二}

また年代は不明であるが、林田光禪師に『理趣経講義』なる著作があり、その内容は印明等を授けたことも記されているので、講伝であるといえる。^{四三} 詳細は、失念してしまったが、資延恭敏師より、林田光禪師は四声点が打つてある智積院所蔵の『理趣経』を写し、これが九州教区の寺院に所蔵されていると聞きたまわったことがある。

明治三十八年に著された長谷宝秀師述・梅尾祥雲師記『理趣経聞書』^{四四}には、「講伝の規則」とあり講伝とされている。また明治三十九年の高岡隆心師述・梅尾祥雲師記『秘蔵記聞書』^{四五}、大正七年の高岡隆心師述・大山公淳師記『秘蔵記』^{四六}にも本文中には講伝とある。因みに那須政隆呪下は、青年期の内地留学時代に高野山に修学した折、高岡隆心呪下より『秘蔵記』の講伝を受法されている。明治四十年に記された高岡隆心師述・梅尾祥雲師記『曼荼羅抄講伝』^{四七}、明治四十二年に記された高岡隆心師述・細川孝源師記『両部曼荼羅大意』^{四八}、大正六年に記され

た高岡隆心師述・大山公淳師記『曼荼羅抄』⁽¹⁹⁾にも本文中に講伝とされている。

このように明治三十年代後半から四十年代にかけて講伝の言葉が、広く使用され始めるも、同一の著作の中でも伝授と表現される場合もあり一定しない。大正期になると、それが定着していったといえる。

一方、大正期になると講伝の対象者が道俗を交えて行われた事例もある。大正四年に上野寛永寺にて二週間にわたり行われた権田雷斧猊下の曼荼羅講伝には、宗外では輪王寺門跡大照僧正、前門跡救護僧正、山内住職をはじめ、村上專精、前田慧雲等の各宗の碩学僧侶、当時活躍していた高楠順次郎、木村泰賢、常盤大定、島地大等、渡辺海旭等の仏教学者や教育家、美術家、実業家等の多種が多数参加している。講伝に先立って授けられる許可は、講伝が十月三日に終わり、翌四日最後に行われている。また講伝の席上では、受者に心得を説き、受者一同阿闍梨に倣って三礼、塗香、洒水、加持作法、心経一卷読誦して講伝に入り、講伝終わって一同、不動慈救咒を誦じ、三礼して散会というように講伝の形式にて行われたものである。⁽²⁰⁾

大正十一年に大阪浦江の了徳院にて行われた土宜法龍猊下による『理趣経』講伝では、『理趣経講話』の会場である了徳院住職日下義禪師の「序」⁽²¹⁾によれば、講伝を開放して、一般の求道者にも聴講が許され、顕密諸宗の諸大徳をはじめ、学者、思想家、軍人、官吏、学生、紳士、淑女と多種にわたる受講された。ただし、道俗交えてのことであるためか、講伝の心得を説明するが、曼荼羅観想の作法や印等の事相にかかわるところは、略されている。

同じ時期、梅尾祥雲師も愛媛今治にて『理趣経』を数人の在家者に聴聞を許したと『般若理趣経聞書』に述べられている。⁽²²⁾

加藤宥雄僧正の『長谷宝秀全集』の刊行によせて⁽²³⁾では、長谷宝秀師には『理趣経講義』なるものがあり(『長

谷宝秀全集』第三巻卷末の北村太道氏による解説では（『理趣経講草』となっている）、それが梅尾祥雲師の『理趣経の研究』として花開いたと述べられ、理趣経講伝において土宜法龍―長谷宝秀―梅尾祥雲という系譜は重要であることが指摘されている。⁵³

四、まとめ

講伝とは、その内容が教相と事相に亘ることから、講義と伝授の両方を兼ねる授受の方法として明治期に作られた言葉であると考えられる。それまでは、伝授として捉えられていたものである。または伝講、講授の名称が用いられていたこともある。

講伝の早い用例としては、高野山の学匠道応（一八〇六―一八七五）による『秘蔵記鈔』（静遍口道範記）の奥書に「明治三年庚午十一月当記講伝」とあるものが初例と思われる。

講伝という言葉が、今日の意味で、真言宗内において広く知られ、使われるようになったのは、おそらく明治の終わりから大正期にかけてのことである。しかし、講伝の内容や方法、形式は、それまでとは変わるものではなく、その内容が、事相と教相の両方に亘ることから、講義と伝授の合わせた造語として、その名称が伝授から講伝へと用いられるようになったものと考えられる。

真言密教がその目指すところは、宗祖大師が弘仁四年の『御遺誠』に「出家修道は本と仏果を期す⁵⁴」と示されているように、事相・教相はこの仏果を期すための修すべき道を研討して信修していく所にその核心がある。高見寛恭師が指摘されるとおり、この修すべき道は事相と教相とが密接なる関係を持った修すべき道であるべきであろう。よって事相と教相の乖離している現状の解消を目指すものとして、講伝という事教二相に亘る教授のあ

り方は、その可能性が大きいといえる。

三学の随一である戒学について今回は言及できなかったが、宗祖大師の『遺誠』に「仏道に趣向せんには、戒に非ざれば、寧んぞ到らんや。必ず須らく顕密の二戒堅固に受持して清浄にして犯すことなかるべし」⁽⁵⁶⁾と誠められ、仏道修行に通底する戒律は、その規範であり、無視することはできない。高見寛恭師によつて指摘のとおり、戒律の実践の上での事教二相の双修でなければ、仏果が現れてこないことになり、その重要性を考慮すべきであろう。

『現代密教』第二十六号において、伝統教学、講伝を伝承するシステムを早急に構築する提言がなされているが、伝統的に伝承とは、阿闍梨と弟子（受者）の一对一によることが大原則である。システムによる法縁の機会を設けることは、次世代への伝承者を維持するためには大事なことであるが、それより師資相承の尊厳、伝統宗学における面授相伝の重要性、「越三昧耶」の重罪等を子弟教育の中で伝えていくべきである。

真言密教は相承為本の宗旨である故に、事教二相いづれも面授相承を原則として伝承するものである。資延恭敏師が指摘されるように伝統教学と師資相承とは表裏一体である。⁽⁵⁸⁾灌頂、面授相承に基づいた行・学、事相・教相、即ち伝統教学であつてこそ、その宗教的生命は大いに發揮されるものである。

〈キーワード〉講伝 伝授 面授相承 伝統教学

註

- (1) 『大日経口疏』である住心品は、第一卷、第二卷、第三卷の前半までの二卷半あるが、中古以来、第一卷、第二卷を本末に分けて都合五卷とするものである。
- (2) 『興教大師全集』下、一四四三
- (3) 『慈雲尊者全集』八、一一四
- (4) 『密教学研究』第四十二号
- (5) 『大正蔵』三九、六六六、下
- (6) 『大正蔵』三九、六二〇、中
- (7) 『大正蔵』三九、六六六、下
- (8) 『長谷宝秀全集』第一卷「追懷片々録（上田和尚逸事）」
- (9) 『弘大全』五卷、三十三頁
- (10) 『高岡隆心著作集』第一卷、
- (11) 『大山公淳先徳聞書集成』第二卷、五頁
- (12) 『智山全書』第九卷、一三三、上
- (13) 同前
- (14) 甲田宥畔「講伝ということ―伝統教学の現状―」（『六大新報』四〇一八号）
- (15) 『現代密教』二十六号、四頁
- (16) 『智山全書』第九卷、七五三頁
- (17) 『続真言宗全書』一、二四、上
- (18) 瀧谷寺文書 2-②-10-2-1-3（『瀧谷寺文書目録』二八〇頁）
- (19) 『長谷宝秀全集』第三卷収載
- (20) 『続真言宗全書』一六所収
- (21) 『長谷宝秀全集』第三卷、四一一頁
- (22) 『続真言宗全書』十五、二八三
- (23) 『長谷宝秀全集』第一卷、三六九頁
- (24) 『長谷宝秀全集』第三卷、四〇三頁
- (25) 同前
- (26) 同前、三六五頁
- (27) 『智山書庫所蔵目録』第二卷、三四四頁
- (28) 『続真言宗全書』十五、五八、上
- (29) 『六大新報』四〇一八号
- (30) 『長谷宝秀全集』第三卷収載
- (31) 『長谷宝秀全集』第三卷、四一一頁
- (32) 同前、四一二頁
- (33) 同前、二八四頁
- (34) 『続真言宗全書』第三卷
- (35) 『続真言宗全書』第三卷、二三一頁、二三四頁
- (36) 『加持世界』九一九
- (37) 『傳講 般若理趣経』「解説篇」二二二頁
- (38) 『智山書庫所蔵目録』第二卷、八十九頁
- (39) 同前、七十七頁
- (40) 同前、八十五頁
- (41) 『瑜伽大僧正年譜』（『瑜伽教如全集』第一卷）
- (42) 『瑜伽大僧正年譜』（『瑜伽教如全集』第一卷）
- (43) 林田光禪著『理趣経講話』（『真言宗選書』第十一卷収載）

- (44) 『梅尾祥雲遺稿集』 第一卷
- (45) 『梅尾祥雲遺稿集』 聞書編卷第四
- (46) 『大山公淳先德聞書集成』 第二卷、講伝門
- (47) 『梅尾祥雲遺稿集』 聞書編卷第四
- (48) 『高岡隆心著作集』 第一卷教相編
- (49) 『大山公淳先德聞書集成』 第二卷、講伝門
- (50) 権田雷斧『曼荼羅通解』(『真言宗選書』第十三卷、一六六頁)
- (51) 土宜法龍『理趣經講話』(『真言宗選書』第十一卷、二頁)
- (52) 梅尾祥雲『般若理趣經聞書』(『真言宗選書』第十一卷、三六九頁)
- (53) 『長谷宝秀全集』 第一卷、四三八頁
- (54) 『弘法大師全集』 第七卷、三二九頁
- (55) 高見寛恭『事相の中心点』(『六六大新報』二三四四号)
- (56) 『弘法大師全集』 第七卷、三三九頁
- (57) 高見寛恭『靈驗と修練』(『六六大新報』二八七五号)
- (58) 資延恭敏『書評 浅井證善著『別所栄厳和上伝』』(『高野山時報』三〇四六号、四頁)